

体育着等の指定物品の支給について

これまでの準備委員会の協議に基づき、広面小、太平小、下北手小の統合後に使用する体育着等の指定物品は、広面小のものを使用することとしております。

教育委員会では、指定物品の買い換えが必要となる太平小と下北手小の保護者の負担を軽減するため、次のとおり無償で支給します。

1 対象者

令和6年度に太平小と下北手小の1年から5年に在籍している児童
(令和7年度の新1年生は、通常の入学と同様に各自で購入することとなります。)

2 指定物品および取扱店舗

NO	種類	物品	取扱業者
(1)	体育着	長袖	クドウスポーツ 秋田市手形山中町1-1-3
		長ズボン	
		半袖	
		半ズボン	
(2)	名札	—	ツバサ広業株式会社 秋田市八橋南二丁目10-31

3 支給方法

(1) 体育着

保護者・児童・取扱業者が、太平小・下北手小へ来校してサイズ合わせを行い、後日、学校で児童又は保護者に直接お渡しします。

※サイズ合わせの日程は別途調整して保護者へお知らせします。また、来校できない保護者・児童は、クドウスポーツの店舗でサイズ合わせを行います。

※帽子、はちまきについては、クラス割りが決定後、別途支給します。

(2) 名札

体育着支給とあわせてお渡しします。

【参考】スケジュール（予定）

令和6年	11月頃	保護者へ体育着のサイズ合わせの日時、受取方法を通知
	12月頃	太平小、下北手小で体育着のサイズ合わせ
令和7年	3月頃	太平小、下北手小で児童又は保護者に体育着と名札を支給
	4月頃	学校を通じて児童に帽子、はちまきを支給